

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人3,205件（前年対比169.4%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は2,328件（同161.6%）、その申告漏れ所得金額は249億円（同91.9%）、追徴税額は57億79百万円（同91.7%）となっています。

(注)1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

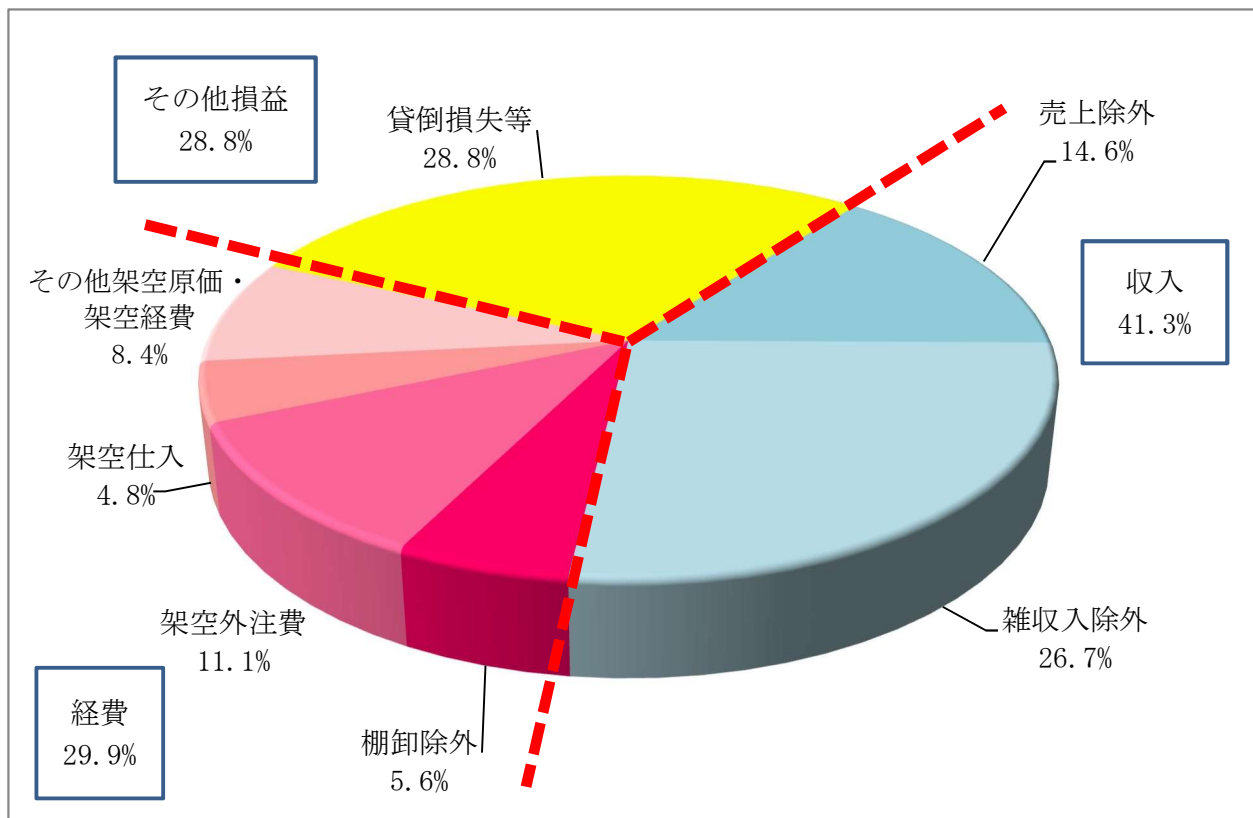
2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 1,892	% 177.7	件 3,205	% 169.4
非違があった件数	2	件 1,441	% 173.0	件 2,328	% 161.6
うち不正計算があった件数	3	件 432	% 152.7	件 671	% 155.3
申告漏れ所得金額	4	百万円 27,091	% 327.7	百万円 24,900	% 91.9
うち不正所得金額	5	百万円 19,205	% 254.1	百万円 16,585	% 86.4
調査による追徴税額	6	百万円 6,301	% 252.3	百万円 5,779	% 91.7
うち加算税額	7	百万円 1,403	% 258.9	百万円 1,173	% 83.6
不正発見割合 (3/1)	8	% 22.8	ポイント ▲ 3.8	% 20.9	ポイント ▲ 1.9
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	千円 14,319	% 184.5	千円 7,769	% 54.3
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	千円 44,456	% 166.4	千円 24,717	% 55.6
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	千円 3,330	% 142.1	千円 1,803	% 54.1

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考) 不正の手口別件数の割合



(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、法人消費税について、3,148件（前年対比169.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,680件（同149.7%）、その追徴税額は50億69百万円（同59.1%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,857 件	178.0 %	3,148 件	169.5 %
非違があった件数	2	1,122 件	173.4 %	1,680 件	149.7 %
うち不正計算があった件数	3	346 件	155.2 %	495 件	143.1 %
調査による追徴税額	4	8,572 百万円	98.8 %	5,069 百万円	59.1 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	4,994 百万円	842.2 %	1,520 百万円	30.4 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	4,616 千円	55.5 %	1,610 千円	34.9 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	14,433 千円	542.4 %	3,071 千円	21.3 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和4事務年度においては、3,914件（前年対比159.3%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は1,056件（同141.4%）で、その追徴税額は9億1百万円（同191.7%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	件 190,328	% 103.1	件 192,756	% 101.3
実地調査件数	2	件 2,457	% 192.6	件 3,914	% 159.3
非違があった件数	3	件 747	% 201.9	件 1,056	% 141.4
調査による追徴税額	4	百万円 470	% 105.4	百万円 901	% 191.7
調査1件当たりの追徴税額	5	千円 191	% 54.6	千円 230	% 120.4

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から2億94百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、304件（前年対比149.0%）に対し実地調査を実施し、消費税27億76百万円（同40.9%）を追徴課税しました。また、そのうち47件（同114.6%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、2億94百万円（同6.9%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 204	% 142.7	件 304	% 149.0
非違があった件数	2	件 148	% 139.6	件 177	% 119.6
うち不正計算があった件数	3	件 41	% 170.8	件 47	% 114.6
調査による追徴税額	4	百万円 6,787	% 138.9	百万円 2,776	% 40.9
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 4,236	% 5,295.0	百万円 294	% 6.9
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 33,271	% 97.3	千円 9,133	% 27.5
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 103,305	% 3,081.9	千円 6,245	% 6.0

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で21億23百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を285件（前年対比128.4%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを51件（同106.3%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を21億23百万円（同275.3%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	222 件	179.0 %	285 件	128.4 %
海外取引等に係る非違があった件数	2	48 件	126.3 %	51 件	106.3 %
うち不正計算があった件数	3	9 件	150.0 %	10 件	111.1 %
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	771 百万円	- %	2,123 百万円	275.3 %
うち不正所得金額	5	887 百万円	240.4 %	619 百万円	69.8 %

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ40百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、非居住者に対する給与や不動産譲渡の対価などの支払について源泉徴収漏れを19件（前年対比146.2%）把握し、40百万円（同285.7%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	13 件	216.7 %	19 件	146.2 %
調査による追徴本税額	2	14 百万円	280.0 %	40 百万円	285.7 %

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から4億37百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税1億59百万円（前年対比39.4%）、消費税2億78百万円（同252.7%）、合わせて4億37百万円（同85.0%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税50百万円（同277.8%）、消費税37百万円（同217.6%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件	38	237.5%	25	65.8%
	うち不正計算があった件数	2	件	5	500.0%	3	60.0%
	調査による追徴税額	3	百万円	404	2376.5%	159	39.4%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円	18	-	50	277.8%
消費税	実地調査件数	5	件	27	207.7%	19	70.4%
	うち不正計算があった件数	6	件	5	500.0%	2	40.0%
	調査による追徴税額	7	百万円	110	114.6%	278	252.7%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円	17	1700.0%	37	217.6%
調査による追徴税額合計		9	百万円	514	454.9%	437	85.0%
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円	35	3,500.0%	87	248.6%

(注) 調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

(参考計表)

(1) 不正発見割合の高い10業種 (小分類)

(令和4事務年度)

順位	業種目	不正発見	不正申告	前年順位
		割合	1件当たりの不正所得金額	
		%	千円	
1	管工事	33.3%	13,809	1
2	職別土木建築工事	32.2%	10,532	6
3	土木工事	29.0%	46,723	3
4	貨物自動車	27.8%	6,890	—
5	内装工事	23.8%	9,742	—
6	電気・通信工事	23.5%	48,561	—
7	建売、土地売買	23.4%	24,881	5
8	建築工事	21.8%	19,594	8
9	その他の対事業所サービス	21.1%	34,400	—
10	一般土木建築工事	21.0%	30,236	7

(2) 不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな10業種 (小分類)

(令和4事務年度)

順位	業種目	不正申告	不正発見	前年順位
		1件当たりの不正所得金額	割合	
		千円	%	
1	不動産賃貸	98,040	18.0%	—
2	電気・通信工事	48,561	23.5%	—
3	土木工事	46,723	29.0%	5
4	その他の対事業所サービス	34,400	21.1%	—
5	一般土木建築工事	30,236	21.0%	7
6	建売、土地売買	24,881	23.4%	—
7	建築工事	19,594	21.8%	10
8	その他の設備工事	14,691	20.0%	—
9	管工事	13,809	33.3%	—
10	職別土木建築工事	10,532	32.2%	—